

平成 26 年度

議会運営委員会行政視察報告書

(京都府福知山市・兵庫県三田市・兵庫県宝塚市)

平成 26 年 8 月 4 日 (月) ～6 日 (水)



(平成 26 年 8 月 5 日 (火) 兵庫県三田市役所玄関前にて)

霧島市議会・議会運営委員会行政視察

期 日：平成26年8月4日（月）～6日（水）

視察先：京都府福知山市議会、兵庫県三田市議会、兵庫県宝塚市議会

○ 京都府^{ふくちやま}福知山市（昭和12年4月1日市制施行）

- ・人口：80,872人（平成26年7月1日現在）
- ・面積：552.57k㎡
- ・合併等の状況：平成18年1月1日、3町を編入合併
- ・議員定数：26人（現員数25人）
- ・視察研修事項

(1) 議会改革の取組み等について

① 議会基本条例の運用について

- ・議決事項の拡大に係る条項の運用について
- ・具体的な議会改革の取組みについて
- ・その他

② その他の取組みについて

(2) その他議会活性化の取組みについて



（福知山市議会議長（右）、福知山市議会改革検討会議副委員長（左））

○ 兵庫県^{さんだ}三田市（昭和33年7月1日市制施行）

- ・人口：114,687人（平成26年7月1日現在）
- ・面積：210.22k㎡
- ・議員定数：22人（現員数22人）
- ・視察研修事項

(1) 議会改革の取組み等について

① 議会改革の取組みについて

- ・議会基本条例の運用について
- ・政策研究会について
- ・その他の取組みについて

② 議決事項の拡大に係る条例の運用について

③ 政治倫理条例について

(2) その他議会活性化の取組みについて



（三田市議会議長（右）、議会事務局）

○ 兵庫県^{たからづか}宝塚市（昭和29年4月1日市制施行）

- ・人口：227,921人（平成26年7月1日現在）
- ・面積：101.89k㎡
- ・合併等の状況：昭和30年3月14日1村を編入合併、同年4月1日一部を分市

・議員定数：26人（現員数26人）

・視察研修事項

(1) 議会改革の取組み等について

① 議会改革の取組みについて

- ・議会基本条例の運用について
- ・政策研究会について
- ・その他の取組みについて

② 地方自治法第96条第2項に基づく「宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例」本則第2号の運用について

③ 政治倫理条例について

(2) その他議会活性化の取組みについて



(宝塚市議会事務局)

議会運営委員会行政視察報告

議会運営委員会委員長 中村正人

8月4日～6日、京都府福知山市、兵庫県三田市、兵庫県宝塚市に「議会運営、議会改革の取組み等、その他議会活性化の取組みについて」を行政視察調査項目として実施しました。

●福知山市（京都府） 8月4日

総人口：80,872人（平成26年7月1日現在）

面積：552.57km²

○福知山市議会

議員定数：26人（条例定数） 25人（現員数：内女性議員1人）

委員会構成：総務・市民厚生・経済・文教建設の4常任委員会 定数6～7人

特別委員会：由良川改修促進特別委員会 12人、予算・決算審査特別委員会 全員

議会運営委員会：9人

諸会議：全議員協議会 全員、各派幹事会 9人、広報広聴委員会 7人、

議員報酬等検討委員会 8人、議会改革検討会議 8人、委員長会議 12人

◆市の概要

由良川流域の盆地にひらけ、昭和12年4月に京都府で2番目の市として誕生。幾度の合併を繰り返し、平成18年1月1日に1市3町が合併し、現在に至る。京都市から60km、大阪市から70kmで国道9号など多くの国道や自動車道、JR山陰本線・福知山線および北近畿タンゴ鉄道宮福線などが通る北近畿の交通の要衝となっている。本年は図書館、生涯学習スペースなどを備えた「市民交流プラザふくちやま」がオープンし、地域救命救急センターの指定を受けた市民病院の救命救急センターの完成など、福祉や教育、文化の充実、安心安全な暮らしの向上を図りながら「北近畿をリードする創造性あふれるまち」として発展を遂げている。

○調査事項 「議会の活性化と議会改革」～開かれた議会をめざして～

(1) 議会基本条例 平成25年4月1日施行

①情報公開の推進 ②市民参加の推進 ③議員間自由討議の推進

(2) 議会改革検討会議 平成25年5月設置

会議の主な内容

- ・議会基本条例に基づく議会活動の点検、検証等
- ・議会改革事項に関する検討
- ・議員からの提案、提言の検討

設置後の主な取り組み

- ・条例の解説の作成
- ・災害発生時の議会対応要領の作成
- ・常任委員会のあり方の検討
- ・自由討議推進の検討
- ・法第96条第2項の決議事項の整理
- ・IT機器活用の検討
- ・その他

主な説明

- ・議会基本条例にもあるように議会運営委員会は通常の議会運営に関する委員会であり、別に検討会議を設置した。
- ・議会基本条例を作るときに未完成（不備）の部分を検討していく会議である。
- ・内容によっては、正副委員長会議で所管を決定する案件もある。
- ・基本に関する条例については、検討会議で協議する。

(3) 議会報告会

実施状況

- ・平成23年 1回 9会場 延べ146人参加
- ・平成24年 2回 5会場 延べ116人参加
- ・平成25年 1回 4会場 延べ100人参加
- ・平成26年 1回 3会場 延べ61人参加 8月にも予定している。

報告会の内容

- ・定例会、臨時会の内容
- ・議会基本条例の内容
- ・意見交換会（地域の課題等）

市民への周知方法

- ・議会だよりに告知掲載
- ・市議会ホームページに告知掲載
- ・新聞社への広報
- ・開催案内を自治会各戸へ配布

運営方法

- ・広報広聴委員会が主担当になり、全議員役割分担で運営

(4) 所信表明会 平成25年5月 役職改選時に実施

- ・議長、副議長、監査委員、各委員会正副委員長の職を志す者
- ・臨時会会期中に全議員協議会室で公開実施

所信表明会の内容

- ・役職を志す者の所信表明届出書及び所信表明通告書の提出
- ・所信表明者は通告書の内容に基づき所信表明を行う
- ・所信表明の時間は1人10分以内
- ・質疑応答の時間は、所信表明者1人に対し15分以内
- ・進行は議長が行う。ただし議長職の所信表明を行う場合は、所信表明者以外の年長議員が進行する。

主な説明

- ・質疑応答の内容としては、基本的に表明した事項について、実現の可能性や公約の内容、根



抛等に対しての質疑である。

- ・大半は議長、副議長に対しての質疑が多い。
- ・市民への傍聴呼びかけは日程の暇がなく、していない。記者程度である。

(5) 委員会ライブ中継・録画配信の導入 平成25年10月から運用

- ・予算、決算審査特別委員会のライブ中継、録画配信
- ・常任委員会の請願審査のライブ中継、録画配信
(本会議のライブ中継、録画配信は平成19年から実施)

配信方法等

- ・ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）方式による外部サーバー利用配信
- ・録画配信の映像編集、検索機能作業及びアクセス管理報告の外部委託

(6) 会議の原則公開

(7) 委員長会議の充実 各委員長、正副議長間の連携、課題共有など
(すべての委員会、会議の委員長が対象で、関係委員会が出席)

(8) 傍聴者資料の充実 議案書、委員会審査資料、予算の概要、主要事項説明書など

(9) 自由討議の推進 議会基本条例第14条

(10) 議案賛否、政務活動費の使途・収支報告の公開

- (議会日より、ホームページに掲載)
- (政務活動費収支報告書は情報公開コーナーに常備し閲覧可能)

(11) 議長記者会見の実施

(正副議長、議会運営委員長が出席)

(12) 災害発生時の議会の対応 議会基本条例第7条

(災害発生時には、被災状況と問題を把握するために、必要な段階において会議等を招集し、市長等に説明を求めるなど、情報の共有化を図り、必要な対応を協議する。)

その他の説明事項

- ・6つの委員会は、費用弁償もあり、公務災害にも該当する。
- ・議員報酬等検討委員会とは、基本条例にも掲載しており、報酬審議会はなくして自己責任において決定することとした。新人への職場環境整備でもある。
- ・参考人や公聴会制度は活用しているが、定数や報酬検討については必ずしもしなければならないものではない。
- ・予算、決算審査は全員で所管別に処理している。会派でまとめて質問するところや自由に質問する会派もある。日程は予備日をいれて6日間である。
- ・議場と全協室のみがライブ放送が可能のため、公開の原則に基づき各委員会は同時には出来ない。
- ・兼職について、審議会等は全部脱会した。自治会長のみが規制されている。
- ・自由討議について、委員長の口述にはないが、必要に応じてやっている。
- ・96条の2項について、50本近い計画があるが出来る限り適用していく。法律の解釈権までは地方議会には厳しい。
- ・反問権は条例どおり運用はしている。
- ・政治倫理条例については、検討して将来施行したい。

●三田市（兵庫県） 8月5日

総人口：114,807人（平成25年8月末日現在）

面積：210.22km²

○三田市議会

議員定数：22人（条例定数） 22人（現員数）

委員会構成：企画総務・福祉文教・まちづくり・予算決算の
4常任委員会 定数7・21人

特別委員会：まちづくり基本条例に関わる事項検討特別委員会 7人以内

議会運営委員会：8人以内

諸会議：広報委員会 6人、議会改革推進会議 6人、委員長会、会派代表者会



◆市の概要

兵庫県の南東部に位置し、幾度の合併を繰り返し、昭和33年7月1日に県下で20番目の市として誕生し現在に至る。神戸市街地より北へ約25km、大阪市より北西へ35kmで、近年、神戸三田国際公園都市北摂三田ニュータウンの開発に伴い、JR福知山線の複線化、神戸電鉄公園都市線のニュータウンへの延伸、高速自動車道路等の広域交通網が飛躍的に整備され、人口増加やテクノパークへの企業進出も順調である。「田園と都市との調和」をモットーに、住み、働き、学び、憩い、そして交流することのできる多機能複合都市として発展をしている。

○調査事項

(1) 議会基本条例 平成24年7月1日施行

- ・平成21年から三田市長の意向により、まちづくりを進めるための基本的な考え方やルールを定める「まちづくり基本条例」の策定作業が開始された。市民、議会、行政の三者がそれぞれで素案を作成し、それらをもとに一つの案を策定しようという全国でもまれな手法により進められることになり、この中で議会の役割等について上記の三者でそれぞれ議論することが求められることになった。このような背景から、三田市議会でも議会基本条例を制定する必要性を認識し、平成22年10月の臨時会で特別委員会が設置された。
- ・先進地視察、学識経験者との懇談会や7回の市民説明会、パブリックコメント、市民フォーラムの開催を経て制定された。

(2) 議決事項の拡大に係る条例の運用について

- ・三田市議会の議決すべき事件等に関する条例 平成24年7月施行

主な説明

- ・節目の途中段階で、進捗状況が常任委員会に報告される。
- ・少なくとも半分ぐらいの進捗で状況報告をもらい、文言等を入れていく。

(3) 政治倫理に関する条例について 平成20年10月施行

- ・平成18年は執行機関側で不祥事が相次ぎ、コンプライアンスを巡って大いに揺れたことから、平成18年10月から職員倫理条例が施行された。
- ・市議会では申し合わせはあったものの、公選法に関する事項が主であった。
- ・平成19年2月21日に「政治倫理検討委員会」を設置し施行に至る。

主な説明

- ・基本的には、目に見える状態でのチェックとなる。
- ・第4条の(6)の「市からの活動又は運営に対する補助金等を受けている事業者等の役員に

就任した場合は、これらの事業者等を自己の利益のために利用しないこと。」については、守られているし、それなりに各自退いてきている。

(4) 議会報告会

実施状況

- ・平成25年 1回 3会場
 - ・平成26年 1回 3会場 延べ69人参加
- 常任委員会ごとにテーマを定めた市民との意見交換会を10月に予定している。

報告会の内容

- ・新年度予算審査の内容
- ・意見交換会（地域の課題等）

市民への周知方法

- ・議会だよりにより告知掲載
- ・市議会ホームページに告知掲載
- ・開催告知用ポスター掲示（神戸電鉄市内各駅、市広報掲示板、公共施設）
- ・議員有志による街頭ちらし配り

運営方法

- ・常任委員会ごとに2～3人までの各常任委員で1つの班を構成した3班体制が生まれ異なる地域の会場で3日間を開催し各班で1日ずつ担当。

報告及び方針の決定、公表

- ・班の代表者から議会改革推進会議委員長へ内容を報告。
- ・市民からの意見等を議会改革推進会議委員長が以下の3つに分類し、方針の決定を行い、結果を議長へ報告する。
 - ①市長等に提言、要望を行うもの⇒対応結果について市長等から回等を得る。
 - ②市議会内で検討を行うもの⇒常任委員会又は市議会基本条例第16条に規定する政策研究会その他必要と認める協議の場のいずれかで検討を行うよう方針を決定する。
 - ③その他
- ・決定された対応方針については、その結果を市議会ホームページ及び議会報「つなぐ」等の多様な方法で公表する。

(5) 委員間自由討議

- ・現在委員会のみ行っている。内容によっては行わないこともあるが、基本的には、討論の前に行っている。

(6) 反問権

- ・申し合わせでは定義しているが、実際に運用された経緯はまだない。

(7) 予算決算審議

- ・所管別に委員会に付託し事業別に審査をする。
- ・課長級以下が出席する分科会を3日程行い、部長級が出席しての総括質疑を1日行う。
- ・総括質疑は、会派ごとに行い、持ち時間は1人15分以内である。

(8) 通年議会

- ・検討項目では上がっているが、スケジュール化までは至っていない。

(9) 議会改革推進会議

- ・報告会だけでは足りないので、政策研究会の条項等は推進会議で作成している。

その他の説明事項

- ・議会や定数には市民の関心が高く、市民から定数を22人から20人への直接請求があったが、委員会は最低7人は必要との考えから議会は否決した。
- ・2年前から2年ごとに報酬審議会が行われるようになった。2年前に議員報酬が減少したが、本年は報酬は据え置きとなり、期待感もあり政務活動費は増額となった。
- ・費用弁償と委員長手当は一切ない。
- ・現在、委員会室が1室しかないが、新庁舎は3室できカメラもあるので録画すれば別々に見られるので、同日に委員会を開催することは可能である。

●宝塚市（兵庫県） 8月6日

総人口：227,824人（平成26年4月1日現在）

面積：101.89km²

○宝塚市議会

議員定数：26人（条例定数） 26人（現員数）

委員会構成：総務・文教生活・産業建設の3常任委員会
定数8～9人

特別委員会：現在設置なし

議会運営委員会：8人以内（所属議員3人以上の会派から3人で1人選出）

諸会議：議員総会 全員、各派代表者会 正副議長及び会派代表者

議会改革検討委員会 正副議長及び会派から選出された議員

常任委員長会議 議長と常任委員長、正副委員長会議 各委員会の正副委員長



◆市の概要

宝塚市は、兵庫県南東部に位置し、市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と豊かな自然に囲まれた北部田園地域からなっている。平成26年4月1日に市制施行60周年を迎え、同時に宝塚歌劇が100周年、手塚治虫記念館が20周年というトリプル周年の年である。市街地から大阪や神戸へはいずれも電車で30分ほど。年間877万人もの観光客が訪れ「歌劇と温泉のまち」として知られている。阪神競馬場やゴルフ場などもある。また、山本の植木産業は数百年の歴史がある。

○調査事項 「議会改革の取り組み」

(1) 委員会の原則公開 平成9年度から

- ・すべての会議を原則公開している。

(2) 請願審査における請願者の口頭陳述を認める 平成12年12月定例会から

- ・請願者から意見を聞く機会を設けている。（陳情については設けていない）

(3) 政治倫理条例 平成14年12月定例会で制定

主な説明

- ・市長や職員の不祥事、議員の無免許運転も発覚したこともあり、職員や市長等の条例制定を受けて議会も制定した。
- ・所得等報告書の作成（資産公開）の条項があり、昨今は議員自ら公開している。

(4) 一般質問のFM放送実施 平成18年9月定例会から

(5) 議会基本条例 平成23年4月1日施行

(6) 賛否の公表 平成23年6月定例会から

・議案に対する各議員の賛否を議会報等で公表するなど情報提供に努める。

(7) 反問権の実施 平成23年6月定例会から

・市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、反問することができる。

(8) 議会報告会 平成23年6月定例会から

・市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行う。

主な説明

- ・毎定例会ごとに行っている。
- ・当初2会場ずつだったが、平成24年6月定例会分より3会場で実施している。
- ・平成25年9月定例会分から金曜から日曜日の3日行っている。

(9) 議員間の自由討議 平成23年9月定例会から

・本会議又は委員会において、議案等を審議又は審査し、結論を出すに当たっては、議員又は委員相互間の自由討議を尽くして合意形成に努める。

主な説明

・本会議ではまだ行ってはいない。

(10) 議決すべき事件を定める条例（議決事件の拡大） 平成24年6月29日施行

(11) 政策研究会

・「宝塚歌劇」を市民が身近に感じる政策の研究会設置 平成26年4月1日設置

・「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる宝塚づくり」研究会設置 平成26年6月1日設置

(12) 意見交換会実施 平成26年7月13日実施

主な説明

- ・市民から発言者を公募する。（4名の応募あり）
- ・議場を使用して開催した。

その他の説明事項

- ・付託案件への質疑はなく、委員長報告には質疑はある。
- ・不採択にはしたくない場合、趣旨採択はあるが、その理由は示されていない。
- ・定例会ごとに「委員会報告書」が作成され（書記が、たたきを作り委員長が修正し完成）最終日に配布される。議事録にも記録される。委員長報告は要旨だけを報告し、時間は20から30分。
- ・議会改革検討委員会は、議会の一般選挙が行われる3か月前までに、議会基本条例の目的が達成されているかどうかを検証する。この結果に基づき、議会基本条例の改正を含む適切な措置を講ずる。（改選後2年で行い、次の改選前に行う）



●総括

議会運営委員会の行政視察を京都府福知山市、兵庫県三田市、同宝塚市の三市に1. 議会運営について、2. 議会改革の取り組み等について、3. その他議会活性化の取り組みについて、の三項目について調査を行いましたので、報告いたします。

福知山市については、議会運営委員会は、通常の議会運営に関する委員会であるとして、別に「議会改革検討会議」を設置しています。その主な内容は1. 議会基本条例に基づく議会活動の点検・

検証等、2. 議会改革事項に関する検討、議員からの提案・提言の検討などです。これまでの主な取り組みの中で特異なものとして、議会基本条例に基づき「災害発生時の議会対応要領」を作成しています。本市でも整備の必要性を感じました。興味深いものとしては、役職改選時の「所信表明会」や「委員会のライブ中継・録画配信」、「議長記者会見」などがあり、議員報酬については、報酬審議会はなくして自己責任において決定する「議員報酬検討委員会」を設置しています。そのため、市民の方々からの風当たりも強くなったが、様々な努力と議会改革を行い、市民にご理解いただくよう命を懸ける、との説明をお聞きして、議会改革に対する並々ならぬ決意が伺え、敬意を表すと共に身の引き締まる思いでした。

三田市については、「議決事項の拡大に係る条例」の運用は手探りながらも着実に進めておられました。また「政治倫理条例」では、「市からの活動又は運営に対する補助金等を受けている事業者等の役員に就任した場合は、これらの事業者等を自己の利益のために利用しないこと」の条項があり、守られているし、それなりに各自退くようになってきているとの事でした。議会報告会については、議員有志による街頭でのちらし配りをするなど参加者を増やす努力の一つの試みとして見習うべきと感じました。

宝塚市については、政治倫理条例に「資産公開」条項があり、昨今は議員自ら公開しているとの事でした。また一般質問をFMでも放送をしており、検討すべきとも感じました。本年度に入り二つの政策研究会が設置され、去る7月には初めての意見交換会（発言者を市民から公募して議場で行う）が実施されたとのことであり、今後の運用に興味を覚えました。特異なものとしては、最終本会議に「委員会報告書」というものが配布され、その内容は議事録にも記録され、委員長報告は要旨説明で20から30分程度とのことでした。「議会改革検討委員会」は議会基本条例の目的の達成度の検証と改正などを講ずるもので、改選後2年で行い、次の改選前にも行うとのことでした。

どの市も議会改革のランキングでは上位にあり、地域性を感じられる議会の運営方法などはあるものの、三市とも議会改革に関する会議や委員会が設置されており、議会報告会や意見交換会などにおいても、その参加者を増やす努力をするなど、開かれた議会と市民参加の拡充など、議会改革の積極的な実現のため精力的に活動をされておりました。また、二市ではすでに政治倫理条例も施行されており、本市においても市民の皆様のさらなるご理解と期待を得るべく、今後条例制定への検討を重ね、進めていくべきではないかと感じました。

最後に、各委員から活発な質疑や意見が出され、今回の視察が充実した研修であったことを申し添え、お忙しい中にも行政視察をお受けいただいた三市の議会や事務局の皆様には感謝を申し上げると共に、本視察の一週間後に水害の被害を受けられた福知山市と市民の皆様には心よりお見舞いを申し上げ、議会運営委員会の報告とします。



(市役所会議室からみた福知山城)



(本年オープンした市民交流プラザふくちやま)

議会運営委員会行政視察報告書

議会運営委員会副委員長 阿多己清

○京都府福知山市議会

特質する事項等

- ① 予算・決算審査特別委員会と請願審査する常任委員会については、平成25年10月からインターネットでのライブ中継及び録画配信をしている。
予算・決算審査特別委員会は、全議員で構成し、各所管別に審議している。
- ② 傍聴者については、議案書、委員会審査資料、予算の概要及び主要事項説明書などを貸し出して、終了後返却してもらっている。
- ③ 議会基本条例第14条に基づく自由討議を現在委員会のみであるが取り入れている。討議の際は、当局、理事者側も同席している。
- ④ 平成25年の花火大会露店爆発事故や台風災害を受けて、議会基本条例第7条に基づく災害等発生時の議会の対応策として、議会对応要領を策定している。
- ⑤ 常任委員会でも特別委員会でもない諸会議としての位置付け（議会基本条例に根拠規定）で、広報広聴委員会、議員報酬等検討委員会、議会改革検討会議を設置している。
○議員報酬等検討委員会・・・委員長は副議長。報酬等審議会への丸投げはしないで議員報酬は議会が責任を持って決定。説明責任も大きい。2年ごとに検討予定。議員報酬41万円。政務活動費月額15千円。
○議会改革検討会議・・・議会運営委員会は、かねての議会運営に関する事項に専念し、議会改革等に関する事項を担当する。課題等を12項目程度掲げており、現在1つずつ具体的に改革等進めている。進行管理については、議運、改革検討会議、広報の3正副委員長会議で行っている。
- ⑥ 所信表明会の開催と公開
正・副議長、監査委員、各委員会の正副委員長の職を志す者は、役職改選時に全議員協議会室で所信表明を行う。傍聴可能。マスコミも参加。通告書に基づき10分以内の表明発言、その後15分以内の質疑あり。誹謗中傷合戦にならないように注意しているとのこと。
- ⑦ 議員の兼職については、申し合わせで、自治会長のみである。



その他・・・日経グローバルの議会改革度ランキングも全国18位に入っていることもあり、一部ではあるが、委員会のライブ放映をしていること、議会報告会や広報紙の改善など、開かれた議会をめざしてそれぞれの分野において努力されていた。

○兵庫県三田市議会

特質する事項等

- ① 予算決算委員会を平成25年10月に常任委員会化している。議長を除く全議員21人で構成。審議方法としては、分科会方式で所管ごとに、事業別、目ごとに審議したあと、全体で総括質疑

を行い、全体会で表決している。

- ② 傍聴者への資料提供については、議案書は貸し出して、あとの資料は持ち帰りOKとしている。
- ③ 反問権については、質疑等の内容等の確認を中心としていたが、全般的な内容まで可能とした。
- ④ 委員会のみ自由討議を討論の前に行っている。当局から提出された議案、市民等からの請願について、何を論点とするかである。
- ⑤ 福知山市議会と同様、広報広聴委員会と議会改革推進会議は、諸会議の位置付けで設置している。すべての委員会において、出会手当、日当等は支給なし。
- ⑥ 現在の庁舎が昭和35年建設のもので古く、隣接地に6階建ての新庁舎（約55億円）を建設中であった。12月完成予定。
- ⑦ 報酬審議会については、2年ごとに開催。議員報酬49万円。政務活動費月額6万円。
- ⑧ 市長や職員の倫理条例制定を受けて、議会議員の政治倫理に関する条例を平成20年6月に制定している。

その他・・・議長や若手議員を中心として、議会だよりの紙面改善や各種の改革を行っており、議会を一新しようとしている姿を確認できた。神戸や大阪に近く民間の大きな開発が進んでおり、人口増加率も全国1位。駅周辺の街並みも大きく、まさに発展途上の都市だと感じた。

○兵庫県宝塚市議会

特質する事項等

- ① 議員定数は、48年間改正がなく30人のままであったが、平成18年2月に26人に改正した。現在26人のうち、女性が8人である。平成27年4月に改選。
- ② 会期の初めに一般質問を行っていた流れを、平成23年9月議会から本会議初日に議案上程、提案理由説明後、委員会付託、その後委員会審議・採決、その後一般質問とし、最終日に委員長報告・採決という定例会日程に変更。初日における本会議での議案等の質疑はない。
- ③ 自由討議は、委員会のみである。本会議での導入は現段階では考えていない。
- ④ 委員会等、会議出席にかかる費用弁償は支給していない。議員報酬563千円。政務活動費は月額8万円。
- ⑤ 最終本会議での委員長報告は、5分から10分程度。各常任委員会の審査報告書（H26年6月定例会で47ページ）を取りまとめ、最終日に全議員、市長ほか理事者側、傍聴者に配付しているため、その概要、結果を簡単に報告。会議録にはその報告書をすべて掲載している。
- ⑥ 議会報告会は、議長を含め全議員が参加している。定例会終了後、3班に分けて3会場で実施。25年度の参加者は、232人。
- ⑦ 一般質問は21～22人が実施。一人約60分。1日5～6人で4日間行う。
- ⑧ 96条第2項の具体的内容については、まだ明確な基準を定めていない。5年以上の計画のもので議長が個別に判断する。
- ⑨ 議会議員の政治倫理に関する条例は、平成15年4月1日施行。



その他・・・大阪、神戸のベッドタウンとして栄える。昭和49年に10万人の人口が昭和63年には20万人、現在は微増で228千人弱。平成26年は、宝塚歌劇100周年、市制施行60周年、手塚治虫記念館20周年のトリプル周年となっている。

行政視察を終えて

関西の都市部を中心に3市を訪問した。議会基本条例を基にして、開かれた議会をめざして、議会報告会の開催、議会広報紙の改善、会議のインターネット等でのライブ放送、委員会での自由討議の導入、また自治法第96条第2項の規定に基づく議決すべき事件の運用など、幅広い議会活性化に向けた議会改革に3市とも取り組まれていた。まだ一部途上のものも見受けられたが、参考にできるものも多かった。今後の議会運営等に活かしていきたい。

議会運営委員会行政視察報告

新橋 実

福知山市議会

議会運営について、議会改革の取り組み等について、その他議会活性化の取り組みについての3項目について調査を行った。

1. 市民が自らの意思と責任で地域のことを決定することが、地方自治の本旨である。市民に選挙で選ばれた議員により構成された議会は、この住民自治を議会運営の基本理念として活動しなければならない。また、2元代表性の特性を活かし、住民自治の実現にまい進する権限を負っている。議会の最高規範としてこの条例を制定したので、この条例の定める議会としての議会運営の規範を遵守し、実践することにより、市民に信頼、評価される議会を構築するといった前文を設けている。我が霧島市も前文を掲示すべきである、と感じた。
2. 議会改革を継続的に取り組むために、議会改革検討会議を設置している。霧島市では議会運営委員会で現在のところは対応しているが、より専門的に会派の代表や無会派の中からも数名を選出し、必要に応じては学識経験者や専門家等の意見を聞き、議会改革のための議論をつなげていくことも必要であると感じた。
3. 96条2項関係においては、5年以上の計画について事務局で調査しているとのことであった。約48ある中で現在調整中であり、対応としては所管の常任委員会で協議・検討する。また、福知山市はこれまで大きな社会問題となった事件・事故等が起きている関係で、災害発生時の議会対応要領を作成し取り組んでいる。
4. 所信表明会の開催
役職改選時に実施 議長・副議長・監査委員・各委員会委員長の職を志す者
臨時会会期中に全員協議会室で公開実施
5. 委員会ライブ中継・録画配信の導入 平成25年10月から運用している。



三田市議会

三田市議会の議会基本条例については、平成 16 年度に「議会のあり方検討委員会」が設置されてから、「議会改革プロジェクトチーム」、「議会改革検討委員会」と変遷を経ながら議論を積み重ねてきたが、平成 18 年 5 月に北海道栗山町で議会基本条例が制定され、以後動きが広まった。平成 21 年から三田市長の意向で、まちづくりを進めるための「まちづくり基本条例」の策定作業が開始されたが、それは市民、議会、行政の三者がそれぞれで素案を作成し、それを基に一つの案を策定しようという全国でも稀な手法で進められる事となり、議会の役割については、三者でそれぞれ議



論することが求められることになった。そうした背景の中、議会基本条例を制定する必要性を認識し、平成 22 年 10 月から特別委員会が設置され、24 年 5 月まで 43 回の委員会を開催している。また、市民への説明会も平成 24 年 1 月～2 月にかけて 7 回開催している。

議決事件の拡大に係る条例の運用については、都市計画に関する基本的な方針や三田市観光基本計画など 8 つの事件について必要な事項を定めるものとしている。

政治倫理に関する条例について

平成 18 年に執行機関で不祥事が相次ぎ、コンプライアンスを巡って大いに揺れた 1 年であったため、平成 18 年 10 月 1 日から職員倫理条例が施行された。議会においては、政治倫理における申し合わせはあったものの議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取り組みが遅れている、監視機能の側面から行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、透明性が低いなどの指摘がなされたのを受け、平成 19 年 2 月 21 日に「政治倫理検討委員会」を設置し、開かれた議会・透明性の高い議会を目指す上で、議員に求められる倫理とは何かを議論することとしている。

宝塚市議会

本年は、宝塚歌劇 100 周年、市政 60 周年、手塚治虫記念館 20 周年のトリプル周年記念事業に取り組んでいる。

人口 22 万 7 千人の特例市だが、議員の条例定数を 26 名とし、女性議員が 8 名在籍している。また、会議出席にかかる費用弁償等は支給されていない。

従来的一般質問から議案審査という順番を入れ替え、常任委員会での審査を先に実施し、その後一般質問を行うようにしている。

宝塚市の政治倫理に関する条例においては、第 9 条に資産等報告書等の作成という項目があり、①土地②建物の所有を目的とする地上権または賃借権③建物④預貯金⑤有価証券⑥自動車等（取得金額が 100 万円を超えるものに限り）⑦ゴルフ会員権⑧貸付金⑨借入金を作成するようになっている。このことについては、以前、議員の中に不正なことをしていた議員がいたために設けたそうである。

各自治体とも霧島市議会より幾分後に議会基本条例を設置しているが、近隣市に見本となる自治体も多くあり、多くの取り組みを実施している。先にも書いたが、基本条例の前文を追加し、しっかり

と市民の皆さまに分かるかたちで情報発信ができたらと思う。今後は、専門的な議会改革検討委員会等を立ち上げて、より幅広く深く学習していくべきであると感じた。

議会運営委員会行政視察報告書

植山利博

1、議会運営について、

福知山市は、人口80,872人、面積552.57km²、議員定数26人（現員数25）人で、4常任委員会、総務委員会、市民厚生委員会、経済委員会、文教建設委員会、を6人（現員数、議長を除く）ずつで構成し、4常任委員会を同時開催とのことである。



三田市は、人口114,687人、面積210.22km²、議員定数22人で、4常任委員会は、企画総務、福祉文教、まちづくりの3常任委員会を、それぞれ議長を除く7人で、予算決算常任委員会を、議長を除く21人で構成し、3常任委員会は、それぞれ日程が重ならない形での開催とのことである。

宝塚市は、人口227,824人、面積101.89km²、議員定数26人で、3常任委員会は、議長を除き、総務常任委員会9人、文教生活常任委員会8人、産業建設常任委員会8人で構成し、3常任委員会は、独立した日程で開催とのことである。

また、福知山市は議会改革検討会議、三田市は議会改革推進会議、宝塚市は議会改革検討委員会等、諸会議として設置し、議会改革、議会基本条例の運用等について、議運でもなく、特別委員会でもなく、継続的かつ定期的に研究、検討されていた。霧島市議会においても、議会運営委員会以外に、議会改革や、議会基本条例の運用や、見直しなどについて継続的、定期的に調査、研究する、特別委員会か、機関を設置するの必要を感じた。また開かれた議会、住民参画のさらなる拡充を、目指す霧島市議会においては、常任委員会は、極力、同時開催を避け、市民や、議員の委員会の傍聴の機会を確保するとの趣旨から、独立開催を目指したいものであると感じた。

2、議会改革について

(1) 議会基本条例の運用について

福知山市、三田市、宝塚市、いずれも、議会基本条例に条例の制定に至った背景や、基本理念等を高らかに歌いこんだ、格調高い前文が付されており、開かれた議会、住民参画の拡充、住民自治の確立など、議会の覚悟と決意のほどがうかがわれ、霧島市議会の基本条例にも前文がほしいものと痛感した。

議会報告会や市民との意見交換会は、3市とも同じような悩みを抱えられていた。霧島市においても、参加者の固定化や、参加人数の問題など今後克服しなければならない課題は一緒だと感じた。しかし、工夫をし、改善修正しながらも、市民の声に耳を傾け、政策課題を明確にし、政策提言につなげていくには、議会報告会や、意見交換会は重要なツールであり、今後もさらに充実強化、ブラッシュアップしていかなければならないと感じた。継続することにより、議会の側も、市民の側もともにレベルアップでき、共通理解が深まるのだろうと感じた。

(2) 議会の討議について

3市とも、議会の合意形成のためには、本会議や委員会において議員相互の自由討議を尽くすことを求めています。霧島市においても委員会においては、委員長の口述で、自由討議を設定して十分な運用になっていますが、本会議においてはいまだに自由討議は運用されていないのが現状です。3市においても、本会議においては自由討議の実例はないとのことでした。大変難しいのかもしれませんが、事案によっては、本会議での合意形成の上で、自由討議が求められる場合もあると想定されますので、運用について今後の議論が必要ではないかと感じました。

(3) 反問権について

福知山市、三田市は市長等に反問権を認めているが、質問の趣旨の確認や論点整理のための反問にとどめているのに対し、宝塚市は、質疑及び質問の内容を確認するためのみではなく、議員または委員から質疑及び質問されていない事項であっても、関連事項や当該議案の意思決定に必要と思われる視点の情報を自ら説明することは容認し、議員又は委員から述べられた意見を批判するなど、反論することは容認しないとしている。しかしながら現実には三市とも反問の事例はあまり多くないようである。霧島市議会においてもほとんどない状況であり、今後は議論の深まりや、活性化のためには、反問の在り方や、その内容についても、議会と市長及び執行機関とのしっかりとした協議の上で共通認識を得る必要があると感じた。

(4) 一問一答方式について

福知山市は本会議での一般質問については、一問一答方式において行うことができるとしているが、三田市と宝塚市は本会議における質疑についても一問一答方式で行うことができるとしている。しかしながら、両市においても、本会議での質疑が一問一答方式で行われることはないとのことであった。また、宝塚市においては、委員会付託になる議案の本会議での質疑は制度としては出来るが、運用上はないとのことであった。本市においては、本会議における質疑応答は、一問一答方式で出来るとなっているが、未だ行われたことはない。広く市政上の論点及び争点を明確にするためには一問一答方式が理想であるが、効率的な議会運営という観点からは、本会議での質疑の在り方について、今後十分な議論が必要であると感じた。

(5) 地方自治法96条第2項の議決事項について

福知山市は、議決事件として(1)総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること、(2)前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。ただし、行政内部の管理にかかる計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。ただし、法律に定めのない計画等については、各所管の常任委員会で調査及び研究するとしている。

三田市は基本条例では、議決すべきものの拡大を図るとして、条例で定めています。

第2条で、議会の議決すべき事件として

- ①政策及び施策の基本的方向性を定める計画のうち、別表で8項目を規定している。
- ②三田まちづくり憲章の決定、変更又は廃止
- ③都市宣言の制定、変更又は廃止
- ④姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
- ⑤市花の決定、変更又は廃止
- ⑥市木の決定、変更又は廃止

(議会への提案に至るまでの過程の報告)

第3条で 市長は、議会の議決すべき事件について、議会への提案に至るまでの過程において策定の目的、変更の理由又は廃止の理由及びその概要を議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第4条で 市長は、毎年度議決された計画の実施状況を議会に報告しなければならない

(市長への意見)

第5条で 議会は、三田市を取り巻く社会情勢の変化等の理由により議決された計画の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べる事ができるとしています。また別表において、特に8項目の計画について議決事件として規定している。



別表

- ①都市計画に関する基本的な方針
- ②三田市環境基本計画
- ③三田市スポーツ推進基本計画
- ④次世代育成支援地域行動計画
- ⑤障害者福祉基本計画
- ⑥三田市高齢者保健福祉計画
- ⑦三田市介護保険事業計画
- ⑧教育振興基本計画

宝塚市は、基本条例の第19条で、議会は二元代表制のもとでの議会の役割を果たすために、法第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大に努める。として、条例で次のように定めている。

法96条2項の規定に基づく宝塚市の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- ①宝塚市まちづくり基本条例第14条第1項に規定する基本構想及び基本計画を策定し、変更し又は廃止すること。
- ②長期にわたる重要事業の計画を策定し、変更し又は廃止すること。
- ③姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。
- ④都市宣言を制定し、変更し、又は廃止すること。

*②項の長期にわたるとは、5年以上の計画とのことである。

三市とも、それぞれ以上のように規定をしているが、これまでは確固たる運用実績はあまりなく、議決事件の拡大の実質的な運用は、今後それぞれの自治体の議会として大きな課題であると感じた。本市においても、議決事件の拡大については、すでに条例で規定をしているけれども、法や、条例で定めた計画等以外にも、都市宣言であるとか、姉妹盟約や、友好都市の提携、市木、市花、市歌、市の在り方や目標等を指し示す様々な重要案件、また最近では公共施設のマネジメント計画など将来の市政運営、又は財政運営に大きく影響を及ぼす重要な計画等もあるので、今後、他市の状況等も十分に参考にしつつ、調査、研究を重ね、その手順や、運用方法も含めて精度の高い有効かつ効率的な条例の整備をすべきと強く感じた。

(6) 通年議会について

三市においても、まだ十分な議論はなされている様子はなく、これからの議会改革の課題としてとらえられているようであった。本市においても、先の行財政改革、議会改革特別委員会において、今後検討すべき重要課題としていたので、議決事件の拡大や、議会の招集権の問題、専決処分の問題や、災害対策の対応などの観点から、実施の方向を視野に入れつつ腰を据えた議論が必要だと感じた。

(7) 議員の兼職について

福知山市と宝塚市は、基本条例の中で法定外の執行機関の諮問機関及び審議委員会の委員に就任しないことをうたっていますが、申し合わせなどでも、補助金を受けている団体、商工会や観光協会などの役員を遠慮するなどの取り決めは、三市においてはなかった。

以上、今回の、8月4日～6日までの、議会運営委員会の行政視察の報告といたします。今後の霧島市議会の議会運営、議会改革の一助としたいと強く感じています。

議会運営委員会行政視察報告書

塩井川 幸生

京都府福知山市は、京都府北部地区の盆地に位置し、明智光秀の築城した福知山城の城下町として栄えるなど古い歴史を持ち、出雲・丹後地方と畿内との接点にあり、商業・交通・文化などの重要な位置を占めていることをうかがうことができました。



兵庫県三田市は、神戸市や宝塚市に隣接する田園都市で、阪神地区のベッドタウンとして宅地開発が進み、一時期は人口増加率日本一になるほど人口の急増した振興地域であり、自分自身の知る40年前のイメージと100%変わっていたことに驚きました。

宝塚市は、宝塚歌劇団の本拠地である宝塚大劇場があり、「歌劇の街」として全国的にも名を知られており、阪神地区のベッドタウンとして宅地開発も進み、関西の高級住宅地として栄えている街で、懐かしいところが思い浮かばれました。また、本年は、宝塚歌劇100周年、宝塚市制60周年、手塚治虫記念館20周年のトリプル周年ということで、市を挙げて取組みを進めていました。

各市では、議会改革の取組みや議会活性化の取組みを中心に研修を行い、議会基本条例の運用状況、政治倫理条例の在り方等の話を聞きましたが、政治倫理条例制定についてのきっかけは、各議会での不祥事に対応して制定に至ったということでありました。

また、基本条例については、根本のところは共通して良いと思うが、地方・地域・生活要件に適合した条例があつて当然に思いました。



議会改革の取組みについては、当霧島市議会の方が進んでいるように思えました。霧島市独自の議会運営のあり方・議会改革等進めて、類を見ない霧島市議会の姿があつていいのではと考えます。

最後に、今回の行政視察は研修視察地に宿泊したこともあり、研修先の議会運営委員会等との交流の意見交換会が研修終了後にあつてもいいのではと思いました。

議会運営委員会行政視察（要旨）報告書

議会運営委員 岡村 一二三

平成 26 年 8 月 4 日～6 日、京都府福知山市【議会運営について、議会改革の取組み等について、その他議会活性化の取組みについて】、兵庫県三田市【1、議会運営について、2、①議会改革の取組みについて、議会基本条例の運用について、政策研究会について、その他の取組みについて、②議決事項の拡大に係る条例の運用について、③政治倫理条例について、3、その他議会活性化について】、兵庫県宝塚市【①議会改革の取組み、②宝塚市議会基本条例、③本会議における賛否の公表、④反問権の定義をどのように設定するのか、⑤反問権活用例、⑥議会報告会実施要領（平成 26 年 6 月定例会）、⑦議会報告会グループ編成、⑧議会報告会実施状況一覧、⑨議会報告会開催風景、⑩一般質問と議案審査の流れの変更、⑪平成 23 年 6 月定例会日程（日程変更前）、⑫ 9 月定例会日程（日程変更後）、⑬ 6 月定例会日程、⑭委員会における議案審査の進め方について、⑮議会報第 212 号抜粋記事、⑯インターネット中継システム概要、⑰インターネット中継アクセス数集計、⑱政策研究会設置に関する規程、⑲政策研究員名簿、⑳意見交換会に関する基本条例抜粋及び規程、㉑意見交換会発言者募集チラシ、㉒意見交換会 傍聴案内、㉓意見交換会 記者発表資料、㉔宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例、㉕政治倫理条例、㉖政治倫理条例施行規則】を議会運営委員会の行政視察項目として実施しました。



1. 議会改革の取組みについては、福知山市、三田市ともに議会基本条例は逐条解説が付されており、広く市民から理解されやすいものとなっておりました。

なお、福知山市は全員協議会室もライブ中継が可能とのことでした。

2. 三田市、宝塚市においては、過去の首長や議会議員の倫理観の歴史を基に、政治倫理条例が制定されておりました。

議員は住民を代表して地方公共団体の意思を決定するために提案理由の説明を聴取し、質疑することだけで足りるものではなく、事前から事案について相当な深い知識と理解を持って、自らイニシアチブをとって活動することが重要である。

行政学専門家は、「議員は専門職に近い」という学説を立て、議員は一般管理職に劣らない知識を要求している。



よって、議員が議会活動を行うためには、地方行政、財政等に関する相当の知識を持って理解しなければ、今日の複雑化する市行政に対応することができない現状にある。

現在、主権者である市民の行政に対するニーズは多様化の一方であり、枚挙に暇がないほど地方議会議員の倫理観のない不祥事事件報道等により、市民の首長や議会議員への視線は一段と厳しさを増している。

本市の議会基本条例の条文の再検討と全国各地で制定されている政治倫理条例については、本市は制定していないが、徳田和明議会運営委員長時の行政視察で、越前市でも政治倫理条例について意見等が行われており、早急に制定する時期と痛感しました。

以上、行政視察に参加して、今後の霧島市議会のあり方を再確認することでした。
行政視察を受け入れていただいた各市議会の事務局職員の対応には深く敬意を表したいと思います。

議会運営委員会の視察を終えて

下深迫 孝二

【1日目 福知山市議会】

平成 23 年 4 月 統一地方選挙 議員定数 26 名

●議会基本条例の柱

①情報公開の推進 ②市民参加の推進 ③議員間自由討議の推進

平成 25 年 5 月 議員改革検討会議の設置義務（議会改革の継続的取り組みの推進）

この中に目的・所掌事務・組織・課意義・調査検討後の実施方法など 1 条から 8 条まで条文化されている。

●議会報告会については

第 1 回	23 年 11 月	9 会場	参加人数 146 名
第 2 回	24 年 8 月	4 会場	参加人数 68 名
第 3 回	24 年 11 月	1 会場	参加人数 48 名
第 4 回	25 年 8 月	4 会場	参加人数 100 名
第 5 回	26 年 2 月	3 会場	参加人数 61 名

午後 7 時 30 分～ 9 時まで

内容：定例会・臨時会の内容、議会基本条例の内容、意見交換会(地域の課題)など
市民への周知方法としては

- ・議会だよりに掲載・新聞社への広報
- ・市議会ホームページに掲載・開催案内を自治会各戸に配布

運営方法としては、広報広聴委員会が全担当となり、全議員役割分担して運営する。



●「所信表明会」

- ・議長、副議長、監査委員、各委員会、正副委員長職を志す者は届出書及び所信表明通告書に基づき所信表明を行う。時間は 10 分以内。
- ・質疑応答は所信表明者 1 人に対し 15 分以内とする。
- ・「委員会ライブ中継・録画配信の導入」は、平成 25 年 10 月から運用
- ・予算・決算審査のライブ中継、録画配信、常任委員会の請願審査のライブ中継、録画配信。

●「会議の原則公開」

- ・ 委員会は原則公開し、傍聴者の資料については議案書、委員会審査資料、予算の概要、主要事項説明などを渡し、終了後に返してもらう。その他議案の賛否や政務活動費の使途、収支報告書などは議会だより、インターネットに掲載し、政務活動収支報告書は、情報公開コーナーに常備し閲覧可能となっている。以上、大変参考になった。

【2日目 三田市議会】

- 議会基本条例については、平成 22 年 10 月に三田市長の意向により、まちづくりを進めるため、市民・議会・行政の三者がそれぞれで素案を作成し、それらを元に 1 つの案を策定しようという全国でも稀な手法により進めることとなり、この中で議会の役割等について上記の三者で議論することとなり、三田市議会でも議会基本条例を制定する必要性を認識し、特別委員会を設置したとの説明であった。

目的として

- ・ 市民が安心して生活でき、幸せを実感できるまちの発展
- ・ 議会が市民の声に応じて優れたまちをつくるため議会運営の理念
- ・ 理念を具体化する制度 その制度を作動させる原則を定める。

「条例の柱」

- ・ 市民と議会の関係
- ・ 市長等と議会の関係
- ・ 議会のパワーアップなど

- 「三田市議会議員の政治倫理に関する条例について」

平成 18 年執行機関側において不祥事が相次いで、コンプライアンスを巡って大いに揺れたことから、平成 18 年 10 月職員倫理条例が施行。これを踏まえ、平成 19 年 2 月政治倫理検討委員会を設置。平成 19 年 11 月条例を制定。

- 議会活性化の取り組みについて

「議会報告会」

平成 24 年 7 月に議会基本条例を施行し、推進にあたっては「議会改革推進会議」を組織し、具体的な取り組みの検討や調査・研究を行う中で、条例第 7 条に規定された市民との意見交換の場に関する要綱を同年 8 月に定め、市民の参加しやすい場所や地域時間帯など協議。25 年度早々より年 1 回以上開催することの決定を受け、25 年 4 月に市民センターなど 3 箇所で開催されている。

開催形態として、常任委員会ごとに 2～3 人まで班を構成した 3 班体制。3 日間で延べ 69 人新年度予算を報告後、市民との意見交換を行った。告知方法として、議会版「つなぐ」を発行し、各戸配布、ホームページ掲載、開催告知用のポスター掲示である。また、各日の報告会をユーチューブでライブ映像として配信している。実施報告書及び方針の決定については、班の代表者から議会改革推進会議委員長に報告。委員長は 3 つに分類し決定を行い、議長に報告する。①市長などに提言・要望をする→対応などについて市長などから回答を得る。②市議会内で検討し、常任委員会などで決定するということであった。

【3日目 宝塚市議会】

●議会基本条例

平成 23 年 4 月 1 日分権と自治の時代にふさわしい市民に開かれた議会の実現を図るために、市議会の基本的な役割と責任や今後の議会の目指す方向を定めた議会基本条例を施行した。同年 6 月の定例会から本会議における各議員の賛否の公表や市長への反問権の付与、議会報告会を実施。平成 23 年 9 月定例会から議員間の自由討議を取り入れ、平成 24 年 9 月定例会においてインターネット中継録画配信を開始し、議会基本条例に沿った議会運営を行っている。議会基本条例制定までに検討され、改革され実行した項目。

- ①委員会及び委員会記録の公開
- ②本会議の速記者の廃止
- ③費用弁償の廃止
- ④対面発言席の設置
- ⑤本会議の一問一答方式の導入
- ⑥本会議の FM 放送による公開
- ⑦政務調査費の透明化、領収書の公開
- ⑧議会図書室の整備



反問権の定義

【会議規則の規定(市長などの反問権)】

第 58 条の 2、市長など執行機関の長及びその職員、議員または委員の質疑・質問に対し、その内容を確認または論点を分かりやすく明確にするため反問することができる。①議員または委員の質疑及び質問の内容を確認するのみではない。②議員または委員から質疑及び質問をされていない事項であっても関連事項や該当議案の意思決定に必要と思われる視点の情報を自ら説明することは容認する。③議員または委員から述べられた意思を批判するなど反論することは容認しないなど、宝塚市議会では説明時間が 1 時間 30 分にわたりあったため、質問時間が 30 分程度であった。

最後に、8 月 4 日～6 日までの 3 日間の視察を終えて、議会基本条例の取組みが活発になり、開かれた議会に向け、3 市議会が取り組んでおられ、大変参考になった。また、議会政治倫理条例については、市長や職員などの不祥事等により、議会政治倫理条例を設置した等説明を受けた。本市議会においても取り組みはそんなに劣るものではないとの感想を持ったところである。

議会運営委員会行政視察報告

宮内博

京都府福知山市議会（8 月 4 日）

議会基本条例は平成 25 年 4 月に施行している。

その特徴の第一は、条例第 16 条に、「議会改革検討会議」を設置していることである。議会基本条例にかかわる問題は、この委員会で協議し、議会運営委員会に提案している。

霧島市議会では、議会基本条例に関する問題は議会運営委員会が行っているが、「基本条例」を常に

見直し、最善のものとするうえで参考になった。

第二の特徴は、議長や副議長のみでなく、監査委員、各委員会委員長職を志す議員に対し、「所信表明会」を実施していることである。全員協議会で行われる、この会は、「傍聴も可能、メディアにも公開している」とのこと、「所信表明者に対し、15分間の質疑応答の時間を設けている」ことも大きな特徴であり、霧島市議会で行っている「所信表明」より、「役職を担う上での考えを聴く」ことができる点では、議会の民主的運営にも貢献できる制度だと感じた。



第三に、「議会は「原則公開」を明確にする」と同時に、第6条には「市民参加及び市民との連携」を明記している。その一環として、「議案書、委員会審査資料、予算の概要、主要事項説明書」などを傍聴人にも配布し、議会での議論が理解できるよう配慮しており、霧島市議会でも充実したいものである。

条例第14条には、「自由討議の実施」が明記されている。その実施要領（案）では、「自由討議の取扱い」について、「自由討議において、合意形成が図られたものについては、議案提出及び委員長報告など、必要に応じて本会議に反映させるものとする」としている。

この具体化については、「自由討議の場には執行部も同席することを条件としている」とのことではあるが、「今後の議会改革検討会議での議論になる」とのことであった。

福知山市議会では、私どもの視察に対する説明を議会改革副委員長が全て行い、議長・副議長も同席して補佐する対応であったことに、議会改革に取り組む議会の姿勢を見ることができた。

兵庫県三田市議会（8月5日）

三田市議会の議会基本条例は、平成24年6月議会で議決されている。この条例の前文には、「活発な自由討議」を記載している。執行部提案や請願・陳情以外に「委員会独自で所管にかかわるものを自由討議できているか」について、「まだ未実施」とのことであった。



霧島市議会と「同程度」と認識した。

条例第2条(6)に、市民の議会の傍聴に際しては、議員が議案の審議に用いる資料を提供し、傍聴者の情報取得に配慮した環境を整備する……とある。「予算書や議案、説明資料を配布している」とのことであり、前日の福知山市と同様の取り組みが行われていた。

資料の中で、「執行部から提出された説明資料は持ち帰り可能」とのことでもあり、霧島市議会でも活かせるのではないかと感じた。

条例第15条には、「議会改革推進会議」の設置が明記されている。「基本条例の見直し」までには至っていないが、議会報告会のための対策会議を「幾度となく開催している」とのことであった。

条例第19条は、「議員の政治倫理」を明記し、平成20年6月27日に条例を施行している。政治倫理条例第4条には、「政治倫理基準等」があり、(6)には、「市から活動または運営に関する補助金等を受けている事業者等の役員に就任した場合は、これらの事業者等を自己の利益のため利用しないこと」とある。霧島市議会の「申し合わせ」より後退したものではないかと感じた。

条例第4条5には、「議員、その配偶者若しくは同居の親族又はこれらのものが実質的に経営に携わる法人は・・・市との請負契約等又はこれらの下請負若しくは再委託に関する契約を辞退しなければならない」とある。この規定については、「守られており、顧問程度」とのことであった。霧島市議会の「政治倫理条例化」では参考にできるのではないかと感じた。

議員への「反問権」は「行使されていない」とのことであった。

兵庫県宝塚市議会（8月6日）

議会基本条例は平成23年4月1日から施行されている。

条例第4条6に、「議会は、市民との意見交換の場を設け、協同のまちづくりによる政策立案能力等の強化と政策提案の拡大をはかる」としている。これを基に、7月13日に、初めての「意見交換会」が実施されたとのことであった。「発言者募集」に応じた4人の市民が本会議場で発言し、「多数の傍聴者が参加した」とのことであった。

また、条例27条には、「議会改革検討委員会」が明記され、そこには「議会改革検討委員会は、議会の一般選挙が行われる3か月前までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する」としていることは、特筆できるものであろう。

今回、視察した全ての議会で、「議会改革のための委員会」が設置されており、なかでも宝塚市議会の規定は厳格であり、参考にできるものであった。

また、議会報告会は「定例議会終了後3会場で実施している」とのことであった。参加者の組織のために「議員が街頭で案内チラシを配布している」なども報告され、参考になった。

宝塚市議会でも「市民の傍聴意欲を高める議会運営に努める」（第4条4）とあるが、議会が市民から意見を聴く機会は「請願者のみ」とのことであり、陳情者からも意見を聴く霧島市議会の取組みの方が市民に開かれていると感じた。

宝塚市議会の政治倫理条例は、第4条に「市民の調査請求権」も明記されている。また、議員は、「資産報告書」の提出義務があり、議員の任期開始から起算して100日までにその報告書を提出しなければならない。また、所得等報告書、関連会社等報告書、市税等納付報告書は、「議員となった日から30日を経過するまでの間」に提出が義務付けられている。

これらの背景には、「首長の贈収賄事件、税金未納、議員の無免許運転などがあった」ことがあるが、霧島市議会でも政治倫理条例の必要性を痛感した。



(福知山市役所にて)



(宝塚市役所にて)

